

## 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人秋田県臨床検査技師会（以下「会」という。）の情報公開に関し必要な事項を定めることにより、この会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(管理)

第2条 この会の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。（情報公開の対象とする資料及び備え置き）

第3条 この会の情報公開の対象とする資料は別表に掲げるものとし、事務局に常時備え置く。

2 別表中、備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の資料を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の資料を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 会の公開する情報の閲覧場所は、この会の事務局とする。

2 閲覧の日は、休日以外の日とし、閲覧の時間は、午後3時から午後5時までとする。ただし、会は、閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧に関する事務及び説明)

第5条 閲覧希望者から別表に掲げる資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 様式1に定める閲覧申請書に必要な事項の記入を求め、提出を受ける。

(2) 閲覧希望者には本人と確認できるものの提示(免許証・保険証等)を求める。

(3) 閲覧申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要な事項を記載し、閲覧に供する。

(4) 閲覧した者からコピーの請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(5) 別表に掲げる資料に直接関連する事項について説明を求められたときは、事務局長又はその指示する者が応答し、様式3に定める質疑応答記録簿に記載する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事会の決議を経て会長が定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成18年6月16日変更

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

様式1

## 閲覧申請書

一般社団法人 秋田県臨床検査技師会

会長 殿

申請月日 年 月 日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

閲覧の目的

閲覧対象資料（該当するものを○で囲んで下さい。）

- |          |           |              |          |
|----------|-----------|--------------|----------|
| 1. 寄附行為  | 2. 諸規程    | 3. 事業計画書     | 4. 収支予算書 |
| 5. 事業報告書 | 6. 収支決算書  | 7. 正味財産増減計算書 | 8. 貸借対照表 |
| 9. 財産目録  | 10. 監査報告書 | 11. 議事録（理事会） | 12. 役員名簿 |

## 別表

種類	資料	資料備え置き期間
規則	寄附行為 諸規程	
事業	事業計画書 収支予算書 事業報告書 収支計算書 正味財産増減計算書 貸借対照表 財産目録 監査報告書	5年間 5年間 5年間 5年間 5年間 5年間 5年間 5年間
役員	理事会議事録 役員名簿（評議員・顧問を含む）	2年間 2年間